

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）

【令和八年六月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後		改 正 前
(適正な手続の確保)			
<p><b>第五条の二</b> 指定訪問看護事業者は、その担当する指定訪問看護の提供に關し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手續及び訪問看護療養費に関する費用の請求に係る手續を適正に行わなければならぬ。</p> <p>(健康保険事業及び後期高齢者医療制度の健全な運営の確保)</p> <p><b>第五条の三</b> 指定訪問看護事業者は、その担当する指定訪問看護の提供に關し、健康保険事業及び後期高齢者医療制度の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。</p> <p>(経済上の利益の提供による誘引の禁止)</p> <p><b>第五条の四</b> 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受ける者（以下「利用者」という。）に対して、第十三条の規定により受領する費用の額に応じて当該指定訪問看護事業者が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業及び後期高齢者医療制度の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該利用者が自己の指定訪問看護事業者において指定訪問看護を受けるように誘引してはならない。</p> <p>2) 指定訪問看護事業者は、他の事業者又はその従業員に対して、利用者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業及び後期高齢者医療制度の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、利用者が自己の指定訪問看護事業者において指定訪問看護を受けるように誘引してはならぬ。</p>	(新設)		

ない。

(特定の主治の医師及び特定の事業者等への誘導の禁止)

第五条の五 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に關し、利用者に対して特定の医師を指定訪問看護の指示を行う主治の医師とするべき旨、又は次に掲げるサービスを提供する事業者及び施設（以下この条において「事業者等」という。）を利用するべき旨の指示等を行うことの対償として、主治の医師又は当該事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

一 介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）

二 介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者に限る。）

三 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設

四 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）

五 介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者（同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。）

六 介護保険法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者

七 介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者

八 前各号に掲げる事業者等と併せて利用する事業者であつて、

(新設)

当該事業者等と特別の関係にある事業者

(心身の状況等の把握)

第九条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たつては、利用者の心身の状況、服薬状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(事故発生時の対応等)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 | 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に係る安全管理のための体制を確保しなければならない。

(記録の整備)

第三十条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。当該記録については、正確かつ最新の内容を保つよう整備しなければならない。

- 一 訪問看護記録書
- 二 訪問看護指示書
- 三 訪問看護計画書
- 四 訪問看護報告書
- 五 市町村（特別区を含む。）及び都道府県（次号において「市町村等」という。）に対する情報提供書
- 六 市町村等との連絡調整に関する記録

(心身の状況等の把握)

第九条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たつては、指定訪問看護を受ける者（以下「利用者」という。）の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十八条 (略)

2 (新設) (略)

(記録の整備)

第三十条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)